

令和元年度行政事業レビュー

在外公館施設

**令和元年 6 月 7 日
大臣官房在外公館課**

平成22年度行政事業レビュー公開プロセス結果を踏まえた論点の整理

前回取りまとめコメントの柱①

「地域の特殊性やコスト・シミュレーション等を考慮しつつ、在外公館施設を国有とすべきか、借上げとすべきか精査していきたい。客観的な基準の設定も検討していく。」

➡ **今回資料2「在外公館施設の国有化」**：我が国在外公館施設の国有化の現状、在外公館施設を国有化する主なメリット、国有化の検討

前回取りまとめコメントの柱②

「在外公館の新設や修繕費の配分については、厳しい財政状況の中で、しっかりと優先順位を付けてやっていきたい。」

➡ **今回資料3「国有施設の維持管理・老朽化対策」**：国有施設の現況、営繕関係予算の推移、予防保全の考え方：施設の長寿命化に向けた取組、長期修繕計画の策定

その他コメント（平成21年度の行政刷新会議「事業仕分け」「在外公館の維持・運営の関する経費」を受けて改めて議論された論点など）

① 借上事務所の借料抑制

➡ **「借料抑制3か年計画」**（平成23～25年度）により、事務所面積の縮減や**廉価な施設への移転**、**施設の統合を実施**。その後も公館の新設や移転に伴う新規借上に際して面積を精査するなど**借料抑制の努力を継続中**。

② 借上公邸のアパートへの移転

➡ 安全上の問題がなく、来客の接遇に十分な規模の公的スペースを兼ね備え、かつ借料の抑制に繋がるような**アパート物件は一般に僅少**であることが判明。いずれにせよ、現在も、公邸が本来必要とする機能を有し、かつ妥当な借料水準であることを一義的な条件としつつ、アパートも排除せずに物件を選定している。

③ 独立行政法人海外事務所との連携強化及び効率的な運営

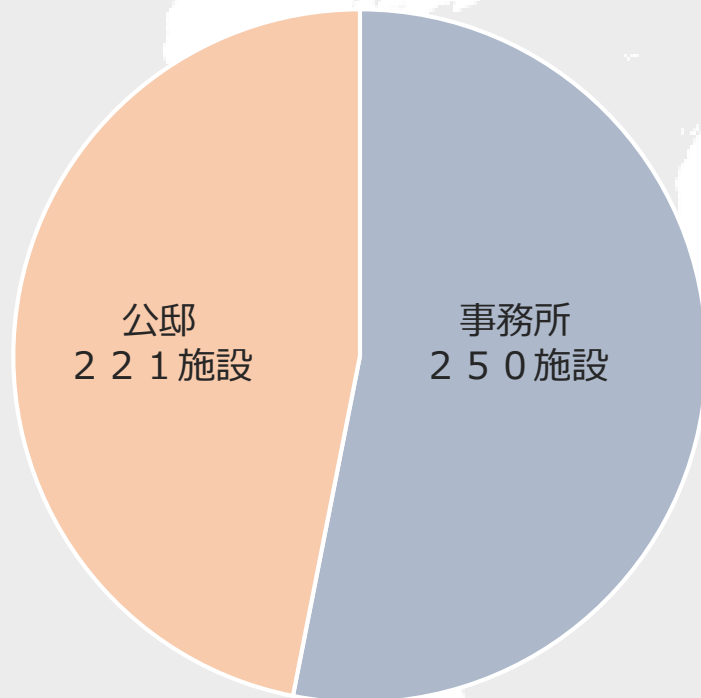
➡ 在外公館と独法海外事務所との業務上の連携強化を図りつつ、外務省・経産省・国交省**「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」**（平成24年9月）や閣議決定**「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」**（平成25年12月）等に基づく**独法海外事務所同士の共用化又は近接化**等の取組をフォローアップ。独法側は契約更新等のタイミングで海外事務所の近接化等を達成してきており、引き続き効率的な運営を進める。

1 在外公館とその施設

我が国の在外公館

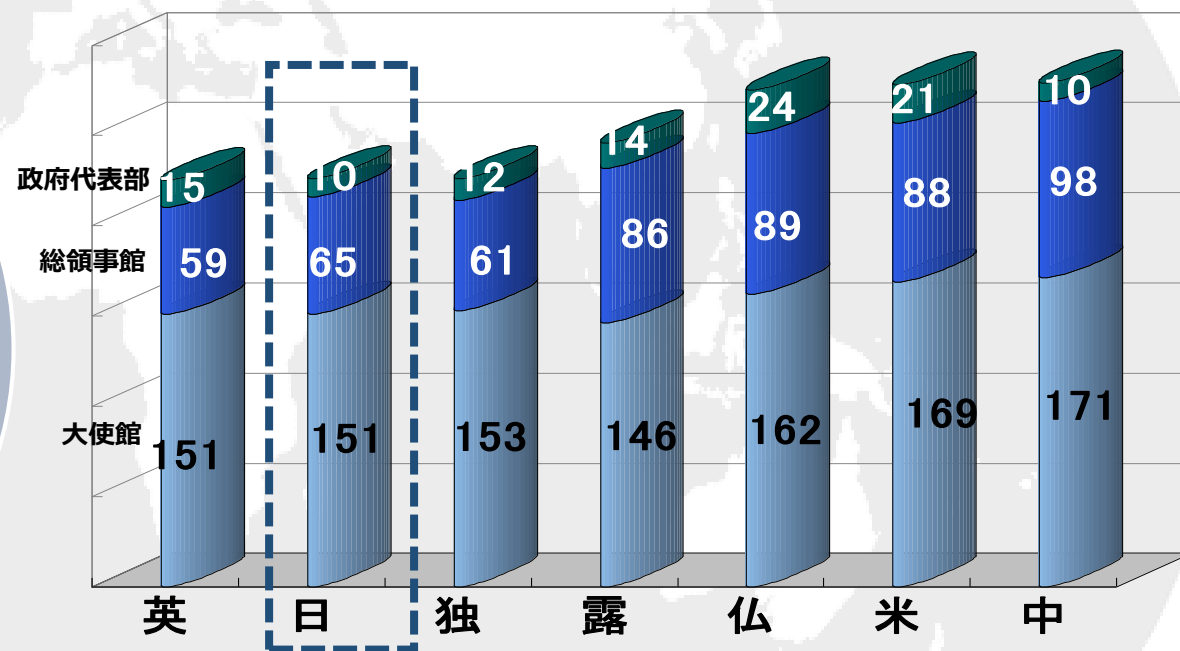
在外公館施設総数：471施設

(平成31年3月31日現在)



主要国の在外公館数との比較

(兼勤駐在官事務所・領事事務所等を含まない)



注) 各国の数値については平成31年1月現在

✓ 公館数：大使館151，総領事館65，政府代表部10，兼勤駐在官事務所4，領事事務所等20

日本外交の基盤



任国・任地で日本を代表



情報収集・報告



政治・経済面での
二国間関係強化



広報・文化交流

邦人保護の最後の「砦」



災害・テロ等の際に
在留邦人や旅行者を保護

領事サービス



各種領事サービス
(旅券発給・在外選挙・戸籍事務・査証等)

在外公館施設に求められる性質



機能性：業務の特性を踏まえた執務室の配置，気候・風土に配慮した執務環境の確保，「日本の顔」としてふさわしい意匠，広報・文化発信の拠点としての開放性 等



強靱性：安全確保・危機管理（災害・テロ等）に備えた耐久性，邦人保護の最後の「砦」となるための自立性（現地インフラに頼らないライフライン・通信手段の確保） 等



利便性：領事サービスや広報・文化交流施設利用者の来館しやすさ，任国・任地当局との容易な往来，緊急時の退避も想定した空港へのアクセス 等

施設を取り巻く地域ごとの環境

気候条件

- ✓ 酷暑／厳寒，多湿／乾燥など地域ごとに厳しい気候条件が存在。
→ 施設の老朽化を早める要因になり得る。



安全上の脅威

- ✓ 地域によりテロ攻撃や凶悪犯罪などの不安定要因が存在。
→ そうした地域ではあらゆる非常事態を想定し，施設に一定の強靭性を持たせる必要がある。



インフラの整備状況

- ✓ 停電・断水など基礎的ライフラインが未整備な都市にも施設を整備する必要あり。
→ 有事の際を含め，外部インフラに依存せずに最低限の運営が可能な自立性が必要。



在外公館施設の構成 – 事務所 –

典型的な国有事務所施設

- ✓ **門衛所** ⇒ 厳重な入退室管理
- ✓ **敷地境界塀** ⇒ 堅牢な境界塀
危険地域では、塀を高くして対応
- ✓ **事務所棟** ⇒ 強靱性，自立性を確保
- ✓ **多目的ホール** ⇒ 邦人保護や在外選挙にも活用

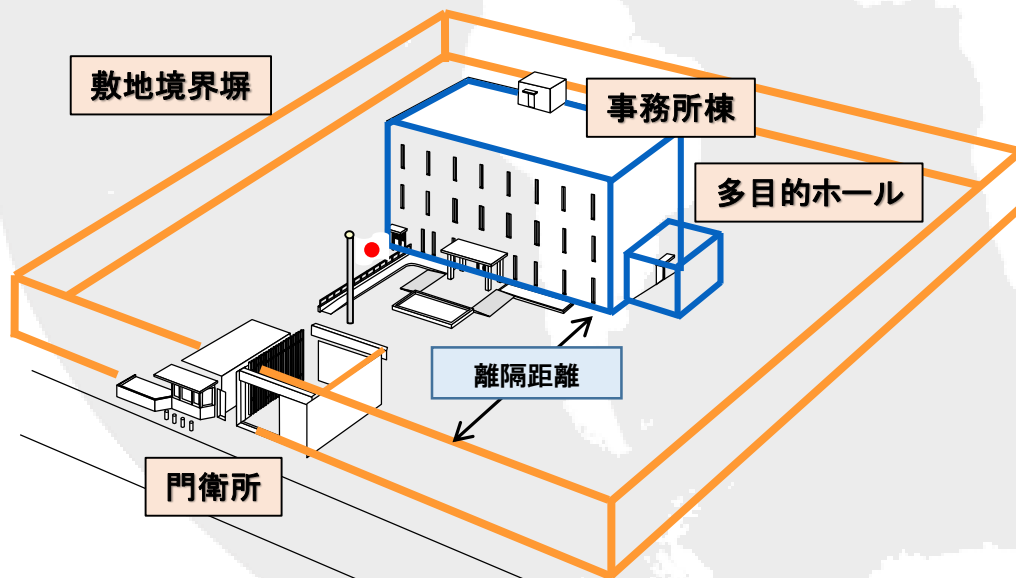
多目的ホールを設置している事務所：93施設（全250施設中約37%）

国有：49施設（全79施設中約62%），借上：44施設（全171施設中約26%）

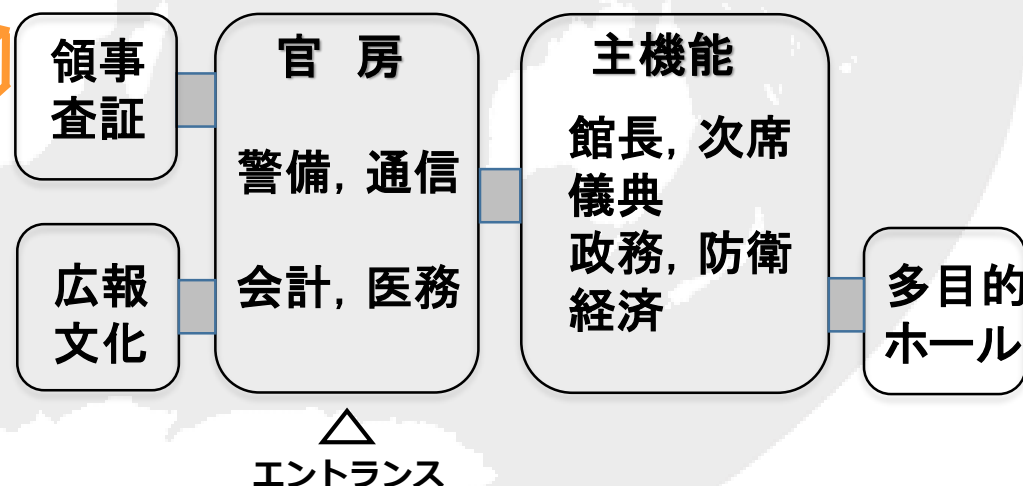
借上事務所施設



A国旧大使館事務所（雑居ビル内に借上）
境界塀がなく，正面玄関が通りに面していることから，警備上大きな懸念があった。
⇒近年，自前の事務所を建設（国有化）



概念図

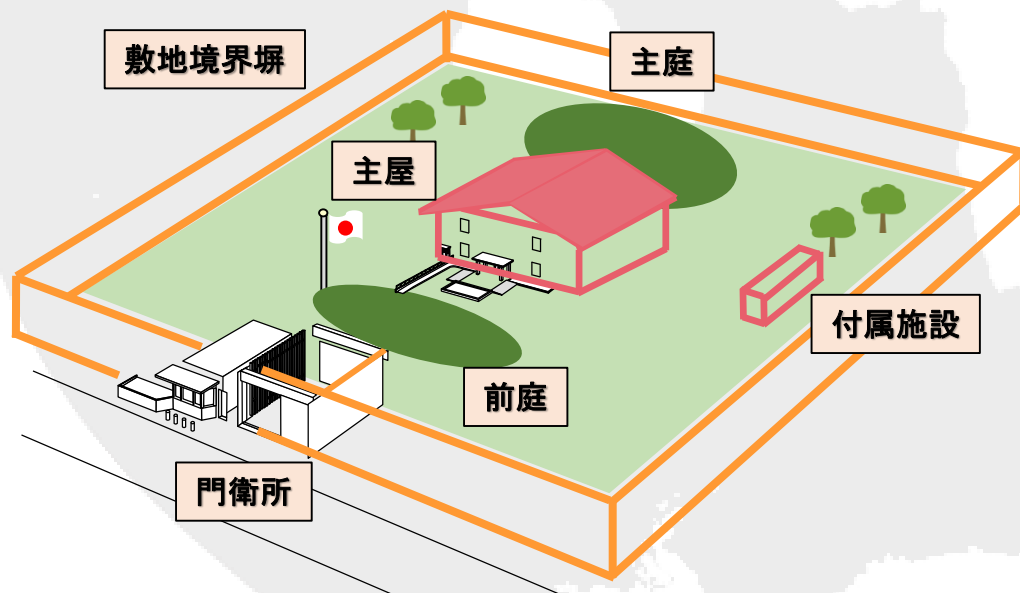


構成図

在外公館施設の構成 - 公邸 -

典型的な国有公邸施設

- ✓ **門衛所** ⇒ 厳重な入退室管理
- ✓ **敷地境界塀** ⇒ 堅牢な境界塀
危険地域では、塀を高くして対応
- ✓ **主屋** ⇒ 外交活動の場、強靱性、自立性を確保
- ✓ **前庭、主庭** ⇒ 日本の「顔」としての品格
- ✓ **付属施設** ⇒ 料理人棟、機械室棟 等



概念図

私的エリア

- ・ 居間
- ・ 食堂
- ・ 寝室

公的エリア

- ・ 玄関
- ・ ロビー
- ・ 応接室
- ・ 食堂

サービスエリア

- ・ 厨房
- ・ パントリー
- ・ 食器庫
- ・ 職員控室

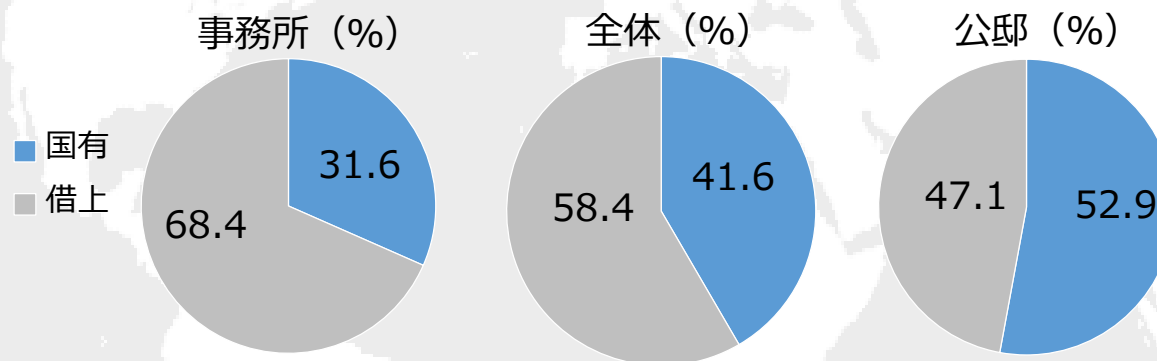
△
エントランス

構成図

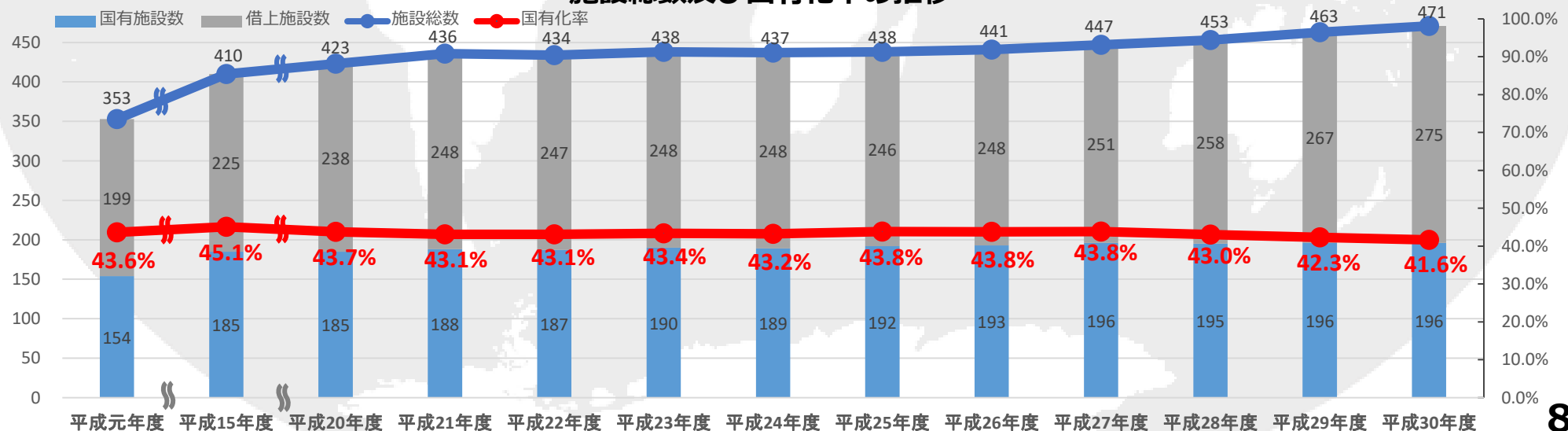
2 在外公館施設の国有化

我が国在外公館施設の国有化の現状 (平成30年度：平成31年3月31日現在)

施設総数：471施設 国有196施設（41.6%） 借上275施設（58.4%）
 事務所：250施設 国有79施設（31.6%） 借上171施設（68.4%）
 公邸：221施設 国有117施設（52.9%） 借上104施設（47.1%）



施設総数及び国有化率の推移



在外公館施設を国有化する主なメリット

安定した外交基盤の確保

- ✓ 家主の都合による解約や契約変更時の価格交渉に煩わされることなく中長期的に拠点を維持可能。

警備対策の強化

- ✓ 我が方として必要とするレベルでの対策を構築可能。

劣悪なインフラ・ライフラインの解消

- ✓ 自家設備の導入により、電力や温水等の安定的な確保が可能。

邦人保護設備等の確保

- ✓ 有事の際の避難・籠城，文化行事や在外選挙等に利用する多目的ホールを始め借上施設には必ずしもない設備を我が方の判断で設置可能。

その他

- ✓ 借料に上乗せされる家主の利益や公課租税の節減。
- ✓ 日本の文化・精神を表現する意匠での設計が可能。 など



国有化の検討

現地の要望→

←本省の意向

借上施設
(検討対象)

検討を開始する前提条件

- ✓ 現在の借料額の水準
- ✓ 施設の状況（在外公館施設としての問題の有無 等）
- ✓ 在留邦人等の数（より強固な邦人保護態勢のニーズ 等）
- ✓ 土地・不動産法制（外国政府による所有の可否 等）
- ✓ 修繕・維持管理ニーズと家主の協力姿勢 等

現地主導

具体的物件を不断探索
(購入物件／新営用地)

考慮する主な要素

- ✓ 不動産市場の成熟状況（鑑定評価制度の有無・信頼性 等）
- ✓ 地域特性・都市構造（戸建／ビルの分布状況 等） 等

現地主導→本省による実地確認

個別具体的な物件の発掘

実際には要件を満たす物件は僅少

コスト比較とともに検討する主な要素

- ✓ 予算上の制約
- ✓ 二国間関係・外交政策上の観点 等

本省での意思決定

適切なコスト比較他による検討
(借上維持との得失を判断)

国有化の方針決定
(購入／新営)

国有化を行った具体的事例：在A国大使館

- A国とは1970年代初頭に外交関係樹立・大使館開設。
 - 当初事務所（借上）はA国外務省から割当てられた狭小かつ古い建物で、苛烈な気候の中で老朽化が著しく多大な支障が発生。保秘上の懸念も常時存在。
 - 市内全体のインフラは不安定で停電・断水が日常的に発生。
- ➡ より安定的な外交基盤確保についての潜在的なニーズが存在。

- ➡
- 1990年代初頭に二国間関係が急速に発展。在留邦人・進出日本企業も増加。
 - 市場経済の導入により、個人や外国政府が不動産を保有する法的環境が誕生。
- ➡ 国有化に向けた可能性の模索（具体的な物件の探索）を本格的に開始。

- ➡
- 市場経済移行期の混乱の中で困難に直面しつつも適当物件を鋭意探索。
- ➡ 任国外務省ほか政府機関に近い市内中心部の閑静な一等地に十分な面積の用地を入手できることが判明。

- ➡
- 民主化の定着に伴って二国間関係が更に進展する見通しは明白。
 - 大国に挟まれたA国の地政学的位置に照らし我が国外交基盤の強化は重要。
- ➡ 当該用地の取得と自前施設の新営につき、当時の予算状況を踏まえつつ、適切なコスト比較等を実施し、借上維持との得失を総合的に検討。

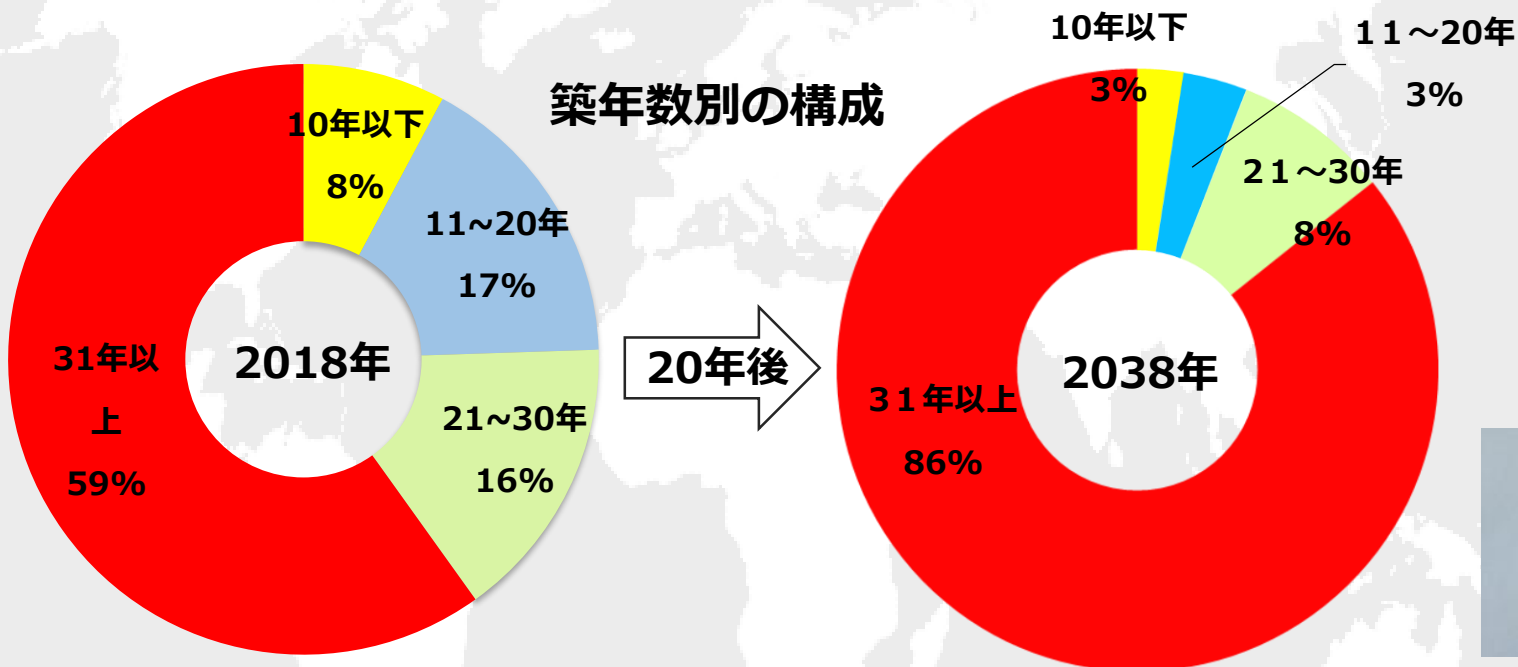
用地取得から約4年後

国有化の方針決定

竣工・供用開始

3 国有施設の維持管理・老朽化対策

国有施設の現況：深刻な老朽化が進行中



B公館（南米）

築後64年以上が経過し給水管の深刻な水漏れや詰まりが発生。

C公館（北米）

築後90年以上が経過し地盤沈下による外壁の深刻な亀裂が発生。

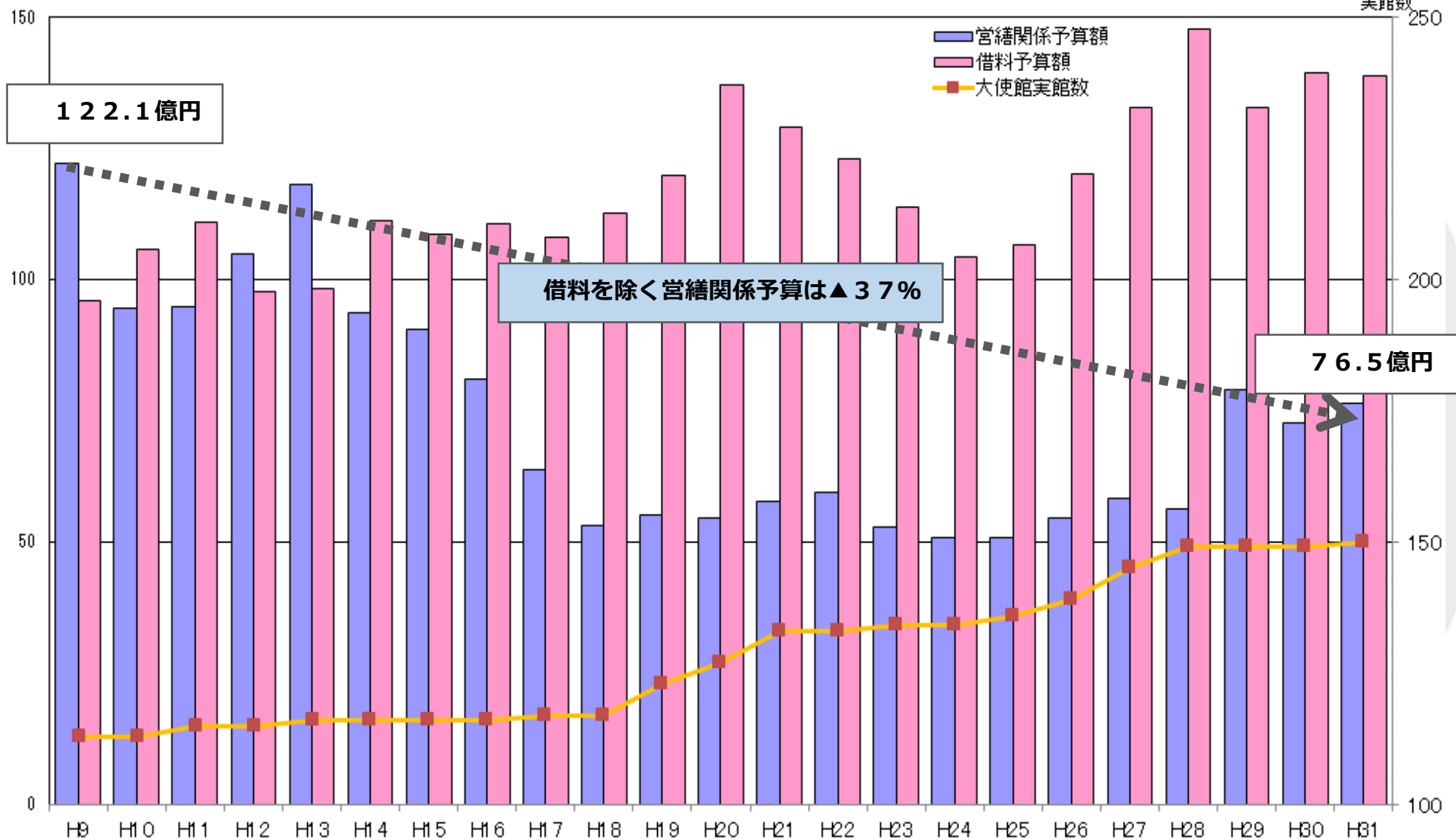


営繕関係予算の推移

単位:億円

営繕関係予算（含：新営経費）はピークの平成9年度から約4割減少。

単位:大使館
実館数

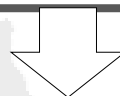


予防保全の考え方：施設の長寿命化に向けた取組

政府全体の取組

インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月：インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）
✓ **予防保全型維持管理**の導入や、国・地方の各機関における個別の**インフラ長寿命化計画（行動計画）**・**個別施設計画**の策定を打ち出し。

国土強靱化基本計画（平成26年6月：閣議決定）（平成30年12月一部改定）
✓ 災害時の公共施設の被害最小化等に加え、「老朽化対策」（**インフラ長寿命化基本計画**に基づく**行動計画**・**個別施設計画**の早期策定）を政府横断的分野の一つとして設定。



外務省の取組

外務省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成28年3月）（計画期間～令和2年）
✓ 外務省所管の国有施設（国内・在外）の長寿命化に向け、施設情報管理の拡充、修繕コストの縮減・平準化、人員体制の強化にかかる7項目の取組の方向性を打ち出し。
✓ 平成29年度までに**個別施設計画**を策定し予防保全を導入（※外務省では、「行動計画」に先立って平成25年度から策定調査を開始していた**長期修繕計画**（後述）がこれに該当）。

営繕支援ネットワーク

✓ 営繕業務をより効率的に実施する枠組として**営繕支援ネットワーク**を構築・運用。

保全の考え方

事後保全中心の対処

- ✓ 不具合が発生してから事後的に対処。
- ✓ 修繕中は施設を使えない期間が不測に発生。
- ✓ 発覚するまで放置することでより深刻な不具合に発展する恐れ。

予防保全に基づく対処へ

- ✓ 劣化や損傷の進行を定期的な点検・診断により正確に把握。
- ✓ 診断結果に基づいて必要な修繕を計画的に実施。

期待される効果

不測の不具合の発生を予防
修繕費の予測可能性を確保
大規模な修繕・更新をできるだけ回避
ライフサイクル・コストの縮減

施設の**長寿命化**

長期修繕計画の策定

平成25-29年度

平成25年11月：（政府）インフラ長寿命化基本計画

- ほぼ全ての国有施設（193施設）で50年間の**長期修繕計画**を個別に策定。
- 施設ごとに実施した調査に基づき、今後対処すべき不具合を特定しつつ、建替までの修繕タイミングを計画。

平成26年6月：（政府）国土強靱化基本計画

平成28年3月（外務省）インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 策定調査で発覚した不具合のうち緊急対応が必要な修繕を集中的に実施。
- 長期修繕計画のフォローアップ・見直し等のための実施マニュアルを作成。

平成29-30年度

平成30年12月：国土強靱化基本計画見直し

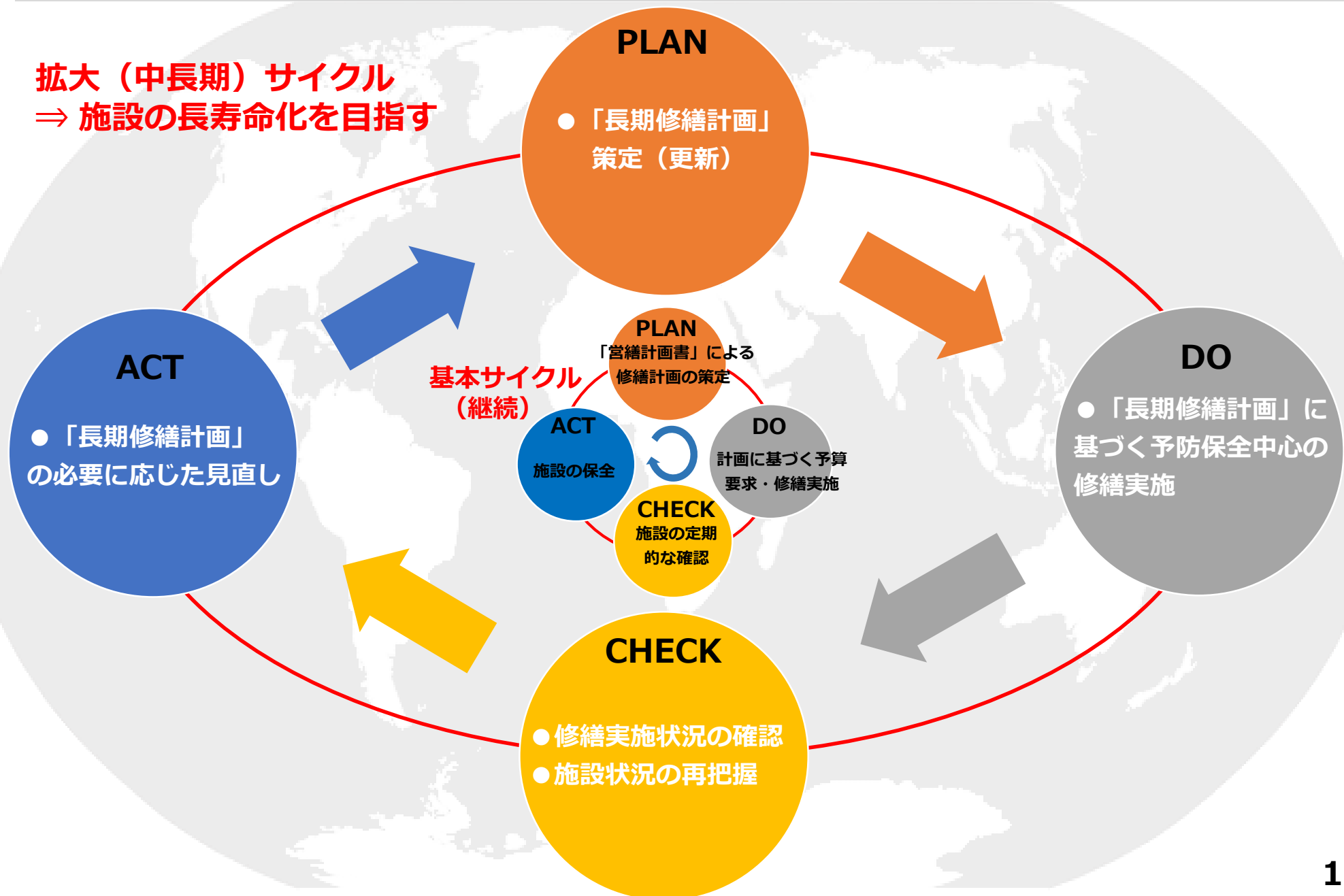
令和元年度～

- 計画に基づき予防保全中心の維持管理体制に移行。
- 継続的な業務改善（PDCAサイクル）の観点から、計画に基づく修繕実施と並行し、実施状況のフォローアップ及び必要に応じた計画の見直し等を順次実施予定。

枠内…関連する政府・外務省の上位施策

施設修繕のPDCAサイクル

拡大（中長期）サイクル
⇒ 施設の長寿命化を目指す



【参考】その他の主な取組例：営繕支援ネットワーク

基本的な考え方

- ✓ 本省在外公館課営繕管理官室を司令塔、各地域の拠点公館に配置される「**営繕広域担当官**」と準拠点公館に配置される「**技術派遣員**」を中核とし、必ずしも営繕業務に通曉していない各在外公館の官房班員等をサポート。
- ✓ 本省営繕技官や「**エンジニア派遣**」事業に基づき本邦から派遣される専門エンジニアも同ネットワークを補完。

営繕広域担当官

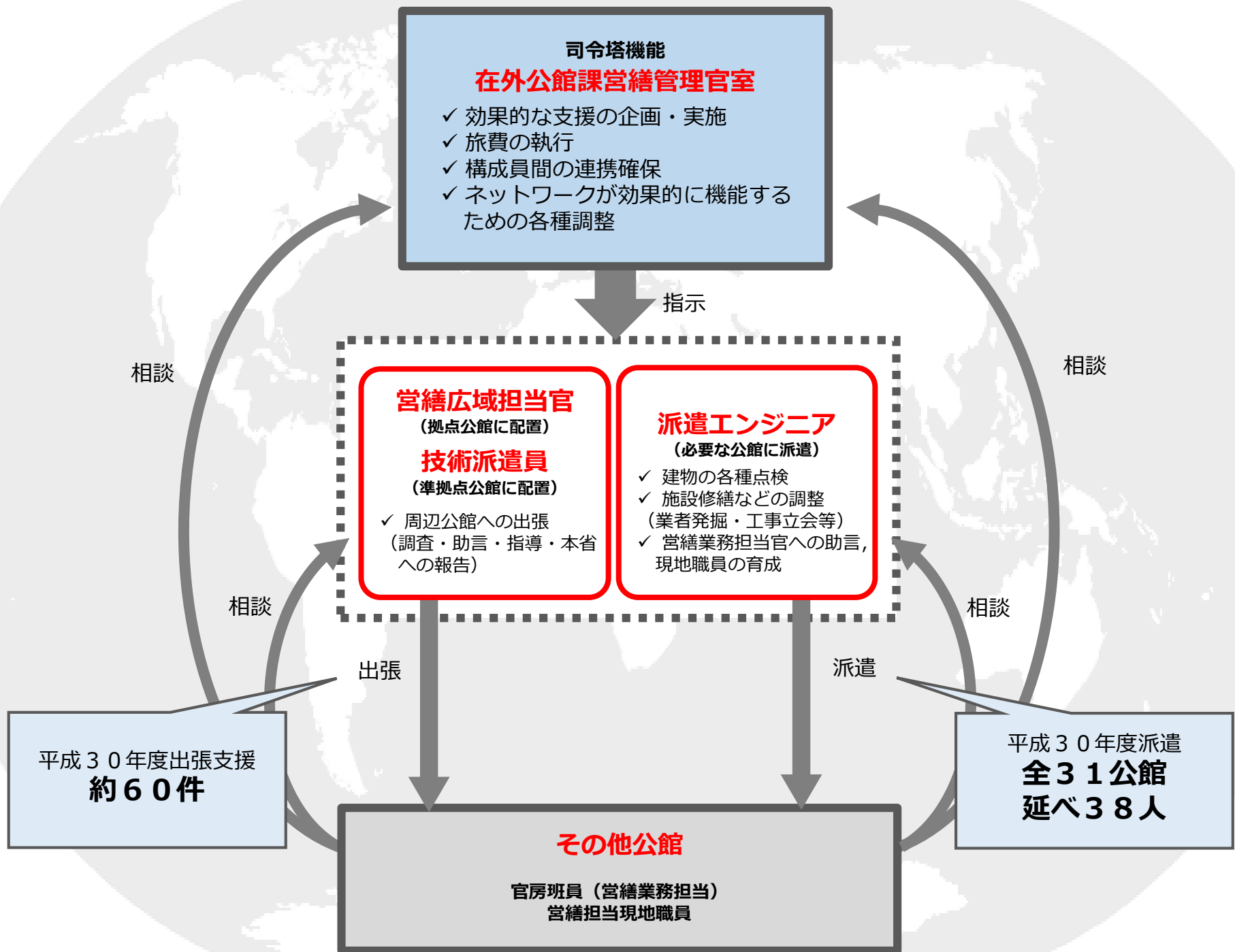
- ✓ 中堅以上の営繕技官を拠点公館に配置し、近隣・地域内公館の営繕業務を支援。

技術派遣員

- ✓ 営繕業務について専門的知識を有する民間エンジニアを準拠点公館に常駐ベース（原則2年間）で派遣し（労働者派遣法に基づく派遣）、当該公館及び近隣・地域内公館の営繕業務を支援。

エンジニア派遣

- ✓ 営繕業務について専門的知識を有する民間エンジニアを必要な公館に短期・中期出張ベースで派遣し、当該公館の営繕業務を支援。



外務省

インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成27年度～平成32年度

平成28年3月

外務省

目 次

1	はじめに	1
2	外務省の役割	1
3	計画の範囲	
(1)	対象施設	2
(2)	計画期間	2
4	対象施設の現状と課題	
(1)	点検・診断／修繕・更新等	2
(2)	基準類の整備	3
(3)	情報基盤の整備と活用	3
(4)	個別施設計画の策定・推進	3
(5)	新技術の導入	3
(6)	予算管理	3
(7)	体制の構築	4
5	中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	4
6	必要施策に係る取組の方向性	
(1)	点検・診断／修繕・更新等	5
(2)	基準類の整備	5
(3)	情報基盤の整備と活用	5
(4)	個別施設計画の策定・推進	5
(5)	新技術の導入	5
(6)	予算管理	6
(7)	体制の構築	6
7	フォローアップ計画	6

1 はじめに

国民生活やあらゆる社会経済活動を支えるインフラは、これまで以上に戦略的に取組を進めることが重要となっており、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものとして、平成 25 年 11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議にて、あらゆるインフラを対象に「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなった。

また、平成 26 年 6 月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」においては、災害等発生時の公共施設に係る被害の最小化が基本目標の一つとして掲げられたほか、政府横断的な分野の一つとして「老朽化対策」が設定され、インフラの維持管理・更新を確実に実施することとなっている。

こうした状況を踏まえ、外務省が所管する施設の維持管理・更新等を着実に推進する中期的な取組の方向性を明らかにするため、「外務省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、これに基づきインフラの長寿命化に向けた取組を更に推進する。

2 外務省の役割

外務省の任務は、「平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。」（外務省設置法第三条）とされており、その任務を達成するため、国内施設だけでなく外国に在外公館（大使館や総領事館等）を設置し、事務を所掌している。

在外施設は、任国において我が国を代表する機関であり、有事の際には在留邦人保護のための最後の「砦」となる施設であり、対外発信及び日本企業支援の拠点として、「日本の顔」としてふさわしい施設とすべく在外公館の整備・拡充及び警備体制の強化を図る必要があるところ、在外施設についてはその特殊性を踏まえ、可能な範囲で本計画の取組を推進する。

3 計画の範囲

(1) 対象施設

外務省が所管する以下の施設を対象施設とする。なお、借受施設及び一部の危険な地域の在外施設は除く。

分野	対象施設
国内施設	官庁施設（外務本省庁舎、飯倉別館、麻布台別館、外務省研修所、船橋分室）
在外施設	在外公館施設（事務所、公邸）

(2) 計画期間

「基本計画」に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途をつけることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

4 対象施設の現状と課題

外務省が所管する施設は、国内施設と在外施設の2つに大きく分かれている。在外施設については任国の状況が日本とは大きく異なる国も多く、また、施設の特殊性等から、国内の基準と同様に扱うことは困難であるが、可能な限り準拠するように努めている。

(1) 点検・診断、修繕・更新等

- ・国内施設は計5施設と数は多くないものの、本省庁舎や飯倉別館は築40年を超えており、老朽化が進んでいる。また、同施設の維持管理は数少ない職員により行われているため、適切な対応には限界があり、厳しい財政状況により、その費用の確保に苦慮している。

- ・対象となる在外施設の約6割が築30年を超えており、著しい老朽化が進んでおり、毎年度実施する営繕計画書のための調査では、在外公館から多くの修繕・更新要望が寄せられているも、厳しい財政状況により、全ての要望に対応できていない状況。現状が続けば老朽化は更に深刻なものとなる。

- ・現状では対象となる200近い在外施設の全てに施設を点検・管理する技術系職員を配置することは困難であるので、拠点となる公館に営繕専門の職員を配置する等により、近隣公館の施設維持管理の支援を実施しているが、人材不足が深刻であり、今後対応する必要がある。

(2) 基準類の整備

- ・施設の維持管理・更新等については、関係法令や告示、ガイドライン等に基づく必要があり、今後、施設の維持管理・更新等にかかる取組を通じて得られた技術や知見を蓄積・共有し、維持管理・更新等の効率化に努める必要がある。

- ・在外施設においては、既に整備された規程等のマニュアルに沿って業務を進めている。必要に応じた改定とさらなる活用が必要である。

(3) 情報基盤の整備と活用

- ・在外施設の各種台帳を整備し、定期的に更新して日々の業務において活用している。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- ・個別施設計画の策定にあたっては、対象施設の現状を十分に把握し、定期的な点検・診断の結果を踏まえた計画とする必要があり、同計画に基づき修繕・更新等の実施に努める必要がある。

- ・対象となる在外施設については、個別施設の長期修繕計画を策定中であり、平成 29 年度中に全ての計画策定を了する予定。

(5) 新技術の導入

- ・国内施設については、数少ない人数で施設の修繕・更新等を実施しているため、関係省庁と連携の上、長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に取り組む必要がある。

- ・在外施設については、在外公館施設の長寿命化やメンテナンスフリーに資する建築材料・構工法等について、事前に調査した上で、導入に努めている。

- ・可能な範囲で最新の日本建材の導入に努めている。

(6) 予算管理

- ・国内施設は大規模修繕が必要な時期となっており、厳しい財政状況下においては、維持管理・更新等に係る経費を縮減し、予算の平準化に努める必要がある。

- ・対象となる在外施設の多くは著しい老朽化が進んでいる中、現在の厳しい財政状況下においては、限られた財源の効率的かつ効果的な活用等の観点から、緊急性の高い修繕・更新等から順に予算を充当している。

- ・戦略的な維持管理・更新等の計画に基づくトータルコストの縮減，修繕コストの平準化を図るとともに，必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める必要がある。

(7) 体制の構築

- ・国内施設の維持管理では，一定の技術力をもった職員が不足していることから，維持管理体制の構築が必要となっている。

- ・在外施設においては，専門的知識を有する技術者が大幅に不足していることから，拠点公館に配置した営繕専門家や民間の営繕専門家派遣制度を活用し，在外施設維持管理のための支援の充実を図る必要がある。

- ・研修の機会が不足していることから，各種研修の積極的な活用を進める必要がある。

5 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

厳しい財政状況下においても施設の機能を維持していくためには，維持管理・更新等に係る経費を縮減し，中長期的なコストの見通しを把握することにより予算の平準化を図り，必要な予算を確保していく必要がある。

- ・国内施設については今後，個別施設計画を策定の上，より正確に中長期的な維持管理・更新等のコストを見通すよう努める。

- ・対象となる在外施設については，老朽化が進み，維持・修繕費が増大する中で，在留邦人の最後の「砦」である在外公館の整備・拡充（修繕や国有化等）及び警備体制の強化を図り，「日本の顔」としてふさわしい在外公館の整備を図るとの整備指針をも踏まえ，限られた予算の下，中長期的に施設の長寿命化を図ることが喫緊の課題。

- ・平成25年度から，対象施設に民間の技術者（一級建築士等）を派遣し，長期修繕計画策定に向けた調査を実施している。同策定により，修繕のトータルコストを見通した上で，限られた予算をより計画的，効率的かつ適時の修繕実施につなげることを目指す。

6 必要施策に係る取組の方向性

「4 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

(1) 点検・診断／修繕・更新等

- ・国内施設については、法令や告示に基づき定期的（建築物の敷地及び構造は3年以内毎，建築設備は1年以内毎等）に点検等を継続する。

- ・対象となる在外施設については、法令や告示に準じ定期的（建築物の敷地及び構造は3年以内毎，建築設備は1年以内毎等）に点検等を行う（官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づく点検に準じるもの）。現状に鑑み，可能な範囲で，有資格者による点検を行うものとする。

- ・在外施設について，平成29年度までに「支障がない状態の確認」（平成17年国交省告示第551号保全の基準第二及び第三）を実施するよう努める。

(2) 基準類の整備

- ・国内施設については，定期的な点検・診断，修繕・更新等について関係法令等に基づき実施する。

- ・在外施設の各種規程については，必要に応じ，適時に改定する。

(3) 情報基盤の整備と活用

- ・国内施設については，「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」を活用し，保全の適正化を図る。

- ・在外施設の各種台帳は定期に改定し，外務本省と在外公館とで情報共有する。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- ・対象となる国内施設及び在外施設について，平成29年度までに個別施設計画を策定する。

(5) 新技術の導入

- ・国内施設については，関係省庁から協力を得つつ，維持管理・更新等や長寿命化に資する新技術・材料・工法等の情報収集及び導入に努める。

- ・在外施設については，建築物の長寿命化やメンテナンスフリーに資する建築材料・構工法等を，引き続き，事前に調査した上で，導入に努める。

- ・日本の技術や伝統の対外発信に寄与する日本建材については、引き続き、可能な範囲で導入に努める。

(6) 予算管理

- ・個別施設計画に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入により、トータルコストの縮減，平準化を図るとともに，必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

(7) 体制の構築

- ・国内施設については，行動計画における取組の実施に必要な人員の適切な配置に努める。

- ・平成28年度中に，全ての対象となる在外施設で施設保全責任者及び保全担当者を設置する。

- ・民間の営繕専門家をさらに活用し，在外施設維持管理業務の支援を推進する。

- ・関係者省庁その他機関において開催される研修を最大限活用し，技術系職員の育成を継続する。

- ・在外施設の保全業務を担当する職員への在外での研修を進める。

7 フォローアップ計画

本計画を継続し発展させるため、「6 必要施策に係る取組の方向性」の施設毎の具体的な取組を引き続き充実・深化させる。

併せて，上記の取組も含む計画に関する進捗状況を把握するとともに，進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方法等の検討を行い，必要に応じ，本行動計画の改定を行う。

長期修繕費用 集計表 在〇〇〇大使館 事務所

調 査 対 象 名	修繕優先度ランクの集計				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	30年目	35年目	40年目	45年目	50年目	合 計
	A+	A	B	母数	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2046年	2051年	2056年	2061年	2066年	
4-2-1. 建築																																			
1) 屋上、防水																																			
2) 外装仕上																																			
3) 外部建具																																			
4) 外部金属関係																																			
5) 内装仕上																																			
6) 内部建具																																			
7) 外構関係																																			
小 計																																			
4-2-2. 電気設備																																			
1) 受電設備																																			
2) 自家発電設備																																			
3) その他電源設備																																			
4) 幹線動力設備																																			
5) 電灯設備																																			
6) 電話設備																																			
7) テレビ・パソコン設備																																			
8) 放送設備																																			
9) 映出設備																																			
10) 表示設備																																			
11) 火災報知設備																																			
12) 避難設備																																			
小 計																																			
4-2-3. 空調・暖気設備																																			
1) 熱源機器設備																																			
2) 空調機器設備																																			
3) 空調ダクト設備																																			
4) 空調配管設備																																			
5) 換気機器設備																																			
6) 換気ダクト設備																																			
7) 排煙設備																																			
8) 床暖房設備																																			
9) 自動制御設備																																			
小 計																																			
4-2-4. 給排水衛生設備																																			
1) 給水機器設備																																			
2) 排水機器設備																																			
3) 給湯機器設備																																			
4) 衛生配管設備																																			
5) 衛生器具設備																																			
6) ガス設備																																			
7) 浄化槽設備																																			
8) 濾過機設備																																			
9) 厨房機器設備																																			
10) 消火設備																																			
小 計																																			
4-2-5. 搬送設備																																			
1) エレベーター																																			
小 計																																			
合 計																																			

